

加圧リハビリテーション治療同意書兼契約書

本契約書は、小田切クリニック(以下「当院」といいます)にて加圧リハビリテーション治療(以下「本治療」といいます)を受けられる患者様(以下「患者」といいます)と当院との間の取り決めを定めるものです。本治療の開始にあたり、本契約の内容を十分にご理解いただき、ご同意の上、署名をお願いいたします。

第1条(目的)

本契約は、当院が患者に対し、加圧リハビリテーション治療を含む医療サービスを適切に提供すること、および患者が当該医療サービスを安全かつ円滑に受けるための諸条件を明確にすることを目的とします。

第2条(加圧リハビリテーション治療の概要)

本治療は、特定の条件下で血流を制限しながら運動を行うことにより、筋力向上や回復促進を目指すものです。しかしながら、本治療の効果には個人差があり、全ての方に同様の効果を保証するものではありません。患者の健康状態、疾患、体質、治療への取り組み方などにより、期待される効果が得られない場合があることをご理解ください。

第2-1条(治療のリスクと副作用)

本治療は、血流を制限することにより血管新生を促すことを目的としていますが、血流を制限することによって、虚血再灌流障害や血栓(血の塊)ができる可能性があります。稀に、できた血栓が心臓、肺、脳などの重要な臓器に移動し、重大な健康被害を引き起こすリスクもございます。また、本治療に伴い、点状出血、冷感、しびれ、めまいなどの症状が現れる場合がありますが、点状出血は数日から一週間ほどで消失し、健康上の問題はございません。体調や血圧、運動強度などの諸条件が重なると、一時的なめまいを感じる場合があります。心臓への過度な負担、血圧上昇、血糖値の急激な変動(特に低血糖)などのリスクも存在します。

第2-2条(禁忌事項)

以下のいずれかに該当する患者は、本治療を受けることができません。

1. 心臓に障害のある方(心臓疾患、狭心症、不整脈、心不全、心筋梗塞や心不全の既往がある方、現在治療中の方を含む)
2. 悪性腫瘍のある方
3. 急性疾患、化膿性疾患、むくみや痛みを感じる方
4. 骨折、脱臼、肉離れ、骨粗しょう症の方
5. 平熱以上の熱がある方、有熱者
6. 皮膚疾患のある方、皮膚に創傷のある方
7. 安静を必要とする方
8. 高血圧症の方(特に収縮期血圧が160mmHg以上、または拡張期血圧が100mmHg以上で治療を行っていない場合)
9. 風邪気味、体調が優れないなど、体が健康状態にない方
10. 飲酒後の方
11. 糖尿病などによる高度な末梢循環障害からくる知覚障害のある方
12. ペースメーカーなどの体内植込型の医療機器を使用している方
13. 妊娠初期の不安定期または出産直後の人
14. コミュニケーションが困難な人
15. マッサージによる物理的圧力、振動によって症状が悪化する疾患をもつ人
16. 医師からマッサージを禁じられている人
17. その他、医師が不相当とみなした場合

第2-3条(治療中の監視と安全管理)

当院は、本治療の実施中、患者の安全を確保するため、以下の措置を講じます。

1. 本治療の実施中には必ず知識と経験を有する医師または医療従事者が付き添い、患者の状態を厳重に監視いたします。
2. リハビリテーション科での診療前に、病棟でのバイタルサインチェック(血圧、脈、体温、呼吸数)を行うとともに、変化点があればその引き継ぎを病棟スタッフから確実にを行います。
3. 治療中は患者から離れず、やむを得ず離れるときは他のスタッフに正確に伝達して依頼し

ます。

4. 医療機器の定期点検と保守管理を徹底し、異常がある場合には直ちに使用を停止し、迅速に修理・交換を行います。
5. 転倒・転落のリスクを最小限に抑えるため、患者の危険度に応じた対策(例:マンツーマン対応、安全ベルトの使用、環境整備)を講じます。

第3条(インフォームド・コンセントと自己決定権)

当院は、患者の自己決定権を尊重し、本治療に関する十分な情報を提供し、患者の同意を得ることを義務とします。

第3-1条(説明義務)

当院の医師および医療従事者は、患者に対し、以下の事項について平易な表現を用い、必要に応じてルビや注釈、図や表、挿絵などを活用して、理解しやすい方法で説明を行います。

1. 患者の病名、現在の症状、病状
2. 実施予定の本治療の名称、その必要性、具体的な方法
3. 本治療に伴う危険性、副作用、合併症、およびその発生確率
4. 他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失
5. 本治療を行わなかった場合に予測される結果
6. 本治療の費用
7. その他、患者の決定に重要と考えられる事項について患者が「自分では理解できないから医師に任せる」と説明を拒否した場合であっても、説明を省略することはいたしません。

第3-2条(同意能力)

1. 本契約および本治療への同意は、患者が当院の説明を理解し、自身の状況を正しく認識し、自らの考え・価値観に照らして理性的な決定をなす同意能力を有していることを前提とします。
2. 未成年者、意識障害や認知症などにより意思の疎通が困難な患者、精神科の病気で説明理解が困難な患者など、患者本人の同意能力が不十分と判断される場合、患者本人に代わって保護者、親権者、後見人、または親族(以下「代理人」といいます)の同意が必要となります。
3. 代理人による同意の場合、当院は、代理権を証明するための書類(例:戸籍謄本、委任状、成年後見登記事項証明書等)の提出を求めることがあります。

第3-3条(共同意思決定)

当院は、インフォームド・コンセントのプロセスを、単なる形式的な同意取得ではなく、患者と医療従事者が治療方針を共同で決定する協力的プロセス(共同意思決定:Shared Decision-Making)として位置づけます。患者は、疑問点を質問し、その回答を得たことを確認した上で、本治療に同意するものとします。

第3-4条(緊急時の対応)

生命の危機に瀕する救急患者など、時間的な余裕がなく、患者本人または代理人の同意を得ることが困難な緊急時においては、当院は患者の生命・身体の安全を最優先し、治療を優先して実施することがあります。この場合、当院は、患者の安全が確保された後、可能な限り速やかに患者本人またはその代理人に対し、行われた医療行為の内容、理由、結果について詳細な説明を行います。

第4条(患者の義務と協力)

患者は、安全かつ効果的な医療サービス提供のため、以下の義務を負い、当院に協力するものとします。

第4-1条(健康状態の申告)

1. 患者は、本治療を受けるにあたり、当院に対し、既往歴、現在罹患している疾病、アレルギー、服用中の薬剤、その他自身の健康状態に関する情報を正確かつ漏れなく申告するものとします。
2. 診療中に体調が悪化した場合や予期せぬ症状(痛み、かゆみ、めまい、冷や汗、嘔気、胸痛、頭痛、強い疲労感など)が現れた場合には、直ちに当院の医療スタッフに申告するものとします。

第4-2条(医療機関の指示遵守)

患者は、主治医やその他の医療スタッフ(看護師、理学療法士等)の指示(治療計画、投薬指示、リハビリテーションの指示、生活指導など)を遵守するものとします。患者がこれらの指示に従わない

場合、当院は治療内容を制限することや、本治療の提供を中止または変更する権利を有します。

第4-3条(迷惑行為の禁止)

患者は、当院の定める院内規則および別途交付されるガイダンスを遵守し、他の患者、当院の医療従事者、交通機関、宿泊施設、通訳者等に対する迷惑行為を行わないものとします。これに違反した場合、当院は本治療の一部または全部を中止し、本契約を解除することがあります。

第5条(費用と支払い)

第5-1条(医療費の明確化)

1. 本治療は自由診療であり、健康保険が適用されないため、医療費の全額が患者の自己負担となります。
2. 当院は、提供されるサービスごとの費用、概算見積もり、支払い方法、および支払い期限を患者に提示し、事前に同意を得るものとします。
3. 想定される合併症等の治療費もあわせて計上し、事前提示額を超過する可能性がある場合には速やかに患者と相談し、その後の治療継続の判断を仰ぐものとします。
4. 患者は、当院の要求に従い、当該費用を支払うものとします。支払いがなされない場合、当院は本治療の一部または全部を中止し、本契約を解除することがあります。

第5-2条(旅行費用等)

患者は、日本ご来日に関するホテル・航空券の手配および購入を患者ご自身の責任において行い、これらの手配に関する費用は全て患者のご負担となります。治療期間中の滞在費、交通費、食費、その他の個人的費用につきましても、全て患者のご負担となります。

第5-3条(キャンセルポリシー)

1. 患者が本治療の予約をキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料が適用され、お預かりしているデポジットから差し引かせていただきます。キャンセル料は、**3日分の診察料、通訳料、酸素ボンベ代、および送迎(1日分)を基準として算出されます。
 - 11日前まで: キャンセル料は発生しません(0%)
 - 6日から10日前まで: 30%
 - 5日から3日前まで: 50%
 - 2日前: 80%
 - 前日および当日: 100%
2. キャンセル料は、予約のキャンセルによって当院に生じる診療機会の損失や人件費などを考慮した合理的な根拠に基づき設定されており、社会通念上妥当な範囲内であるものとします。
3. 災害や緊急事態など、やむを得ない事由によるキャンセルについては、当院の判断によりキャンセル料が発生しない場合があります。

第5-4条(返金条件)

支払い済みの医療費は、当院の責に帰すべき事由による本治療の中止または解除の場合を除き、いかなる理由であっても返金されないものとします。

第6条(責任と免責)

第6-1条(医療機関の責任範囲)

1. 当院は、常に最新の医学的知見と医療水準に基づき、最大限の注意義務を払って医療サービスを提供します。
2. 本治療における同意書は、患者が合併症の発症やリスクを理解し、同意したことを示すものであり、当院の医療過誤が発生した場合の当院の責任を免除するものではありません。当院の故意または過失による医療ミスについては、免責事項を定めても責任を免れることは困難です。
3. 当院は、医療過誤、院内感染等については一切の責任を負いません。

第6-2条(免責事項)

当院は、以下の事由により患者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

1. 患者が当院に提供した健康状態に関する情報が不正確であったこと、または患者が当院の指示を遵守しなかったことに起因する損害。
2. 本治療の効用、効果には個人差があり、期待される効果が得られなかった場合。
3. 本治療に伴う予測される副作用や合併症が発生した場合。

4. 天候その他のやむを得ない事由により、本治療の提供が中止または変更された場合。
5. 当院の責に帰すことができない事由により発生した盗難、紛失、その他の損害。

第6-3条(旅行中の事故・盗難、その他の病気)

日本ご滞在中における事故、病気、盗難、紛失、その他患者ご自身または第三者に生じた一切の損害、トラブル等について、当院は一切の責任を負いません。また、本治療とは関係のない、滞在中に発症したその他の病気や怪我に関する治療費は、全て患者ご自身の負担となります。患者様ご自身で海外旅行保険等に加入されることを強くお勧めいたします。

第7条(個人情報の取り扱い)

当院は、患者の個人情報および医療情報を適切に管理し、個人情報保護法および関連ガイドラインを遵守します。

第7-1条(利用目的の特定と同意)

1. 当院は、患者から取得する個人情報について、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ当院のウェブサイト公表します。
2. 患者は、提供された個人情報が、診療を行うために必要な範囲内で使用されること、および当院のプライバシーポリシーに定める利用目的に従って利用されることに同意するものとします。
3. 患者が同意しがたい利用目的がある場合は、その旨を当院に申し出ることができます。

第7-2条(第三者提供の条件と例外)

1. 当院は、原則としてあらかじめ患者本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供しません。
2. ただし、以下のいずれかに該当する場合は、患者の同意なしに個人データを提供することがあります。
 - 法令に基づく場合(例:医療法に基づく立入検査、児童虐待防止法に基づく通告)。
 - 人の生命、身体または財産の保護のために特に必要がある場合であって、患者の同意を得ることが困難であるとき(例:意識不明の患者に関する情報提供)。
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、患者の同意を得ることが困難であるとき(例:地域がん登録事業への情報提供)。
 - 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、患者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合(例:検査業務の委託)。
 - 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
 - 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合(例:他の医療機関との連携)。
 - 当院内部における情報の交換(例:病院内の他の診療科との連携、経営分析)。

第7-3条(診療記録の保存と開示)

1. 当院は、患者の診療記録をその完結の日から5年間保存します。その他の療養の給付に関する帳簿や書類は3年間保存します。
2. 患者は、自身の診療記録の開示を求める権利を有し、当院は原則としてこれに応じます。開示の際には、患者が理解しやすいように懇切丁寧に説明し、口頭説明、説明文書の交付、診療記録の写し交付など、状況に応じた適切な方法で行います。
3. 患者が死亡した際には、遺族(配偶者、子、父母など)に対して、死亡に至るまでの診療経過や死亡原因等についての診療情報を提供する義務を負います。
4. ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合など、法令に定める例外事由に該当する場合は、開示を拒否することがあります。

第7-4条(研究・教育への情報利用)

当院は、患者の診療で得られた病気に関する情報(検査結果や試料、診療記録等)を、医学・薬学(臨床)研究や教育に活用することがあります。この場合、当院は個人が特定されないよう匿名化を行うか、または別途患者の同意を得るものとします。

第8条(国際患者に特有の事項)

第8-1条(多言語対応とコミュニケーション)

1. 本契約書および本治療に関する説明文書は、患者が理解できる言語で提供されるよう努めます。
2. 当院は、必要に応じて医療通訳の利用を支援します。通訳サービスが第三者によって提供される場合、その責任分界は当該第三者との契約によるものとします。
3. 当院は、平易な表現の使用、専門用語への読み方や注釈、図や表、挿絵の活用など、患者が理解しやすい説明方法を徹底します。

第8-2条(海外旅行保険の推奨)

患者は、高額な医療費に備え、海外旅行保険への加入を強く推奨されます。当院は、患者に対し、保険内容の事前確認の重要性、および周産期医療のように保険適用外となる可能性のある医療行為があることなどを説明します。

第8-3条(帰国後の加圧リハビリテーション)

当院で加圧リハビリテーションの器具をご購入され、ご帰国後に加圧リハビリを行う場合、以下の点にご留意ください。

1. 必ず医師の指示に従い、指導された方法でリハビリを行ってください。
2. 体調がすぐれない、痛みや違和感があるなど、異常を感じた際には直ちにリハビリを中止し、速やかに現地の医師の診察を受けてください。
3. 帰国後の加圧リハビリテーションは、患者ご自身の判断と責任において行ってください。ご自身での使用による健康被害や事故について、当院は一切の責任を負いません。

第8-4条(旅行手配)

患者は、日本ご来日に関するホテル・航空券の手配および購入を患者ご自身の責任において行い、当院はこれらの旅行手配に関する直接の責任を負いません。

第9条(一般条項)

第9-1条(準拠法および合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する一切の紛争については、当院の所在地を管轄する日本の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9-2条(完全合意)

本契約書は、本契約に含まれる対象事項に関する当事者の完全かつ唯一の合意を構成し、本契約締結以前に当事者間に存在したすべての口頭または書面による合意は、本契約によって効力を失うものとします。

第9-3条(分離可能性)

本契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効または執行不能とされた場合であっても、本契約の他の条項の有効性または執行可能性に影響を与えるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第9-4条(契約の変更)

本契約の条項は、当事者全員による書面での合意により変更可能とします。

第9-5条(不可抗力)

天災地変(地震、津波、暴風雨、洪水、感染症を含むがこれらに限られない)、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、疫病、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象により、本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能が生じた場合、当院は当該債務不履行に対する責任を負わないものとします。

第10条(その他)

本契約に定めのない事項については、日本の法令および医療慣行に従うものとします。本契約の内容について疑義が生じた場合は、患者と当院との間で誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

上記の内容を理解し、同意します。

日付:

患者様署名:

保護者署名(未成年の場合):

小田切クリニック 代表者署名: